

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和5年9月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級
工場板金、機械検査、シーケンス制御、半導体製品製造（集積回路チップ製造に係るものに限る。）、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。実技に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)	1級及び2級
造園（学科に限る。）、機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、機械・プラント製図、電気製図及び広告美術仕上げ	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実施期日
機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造に係るものに限る。）、配管、型枠施工及びガラス施工	1 級 及 び 2 級	令和 6 年 1 月 21 日 (日)
シーケンス制御、配管及び型枠施工	3 級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造	特 級	令和 6 年 1 月 28 日 (日)
工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図	1 級 及 び 2 級	
造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作及び機械・プラント製図	3 級	
半導体製品製造（集積回路チップ製造に係るものに限る）、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る）	1 級 及 び 2 級	令和 6 年 2 月 4 日 (日)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、電気製図及び広告美術仕上げ	3 級	

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

令和5年10月2日（月）から13日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

愛媛県職業能力開発協会

〒791-8057

愛媛県松山市大可賀二丁目1-28 アイテムえひめ内

電話 (089)993-7301